



可決された案件
 ■工事請負契約の一部変更について
 令和6年度美郷町一般会計
 補正予算第14号

令和7年第2回町議会臨時
 会が2月3日に開かれました。
 審議された議案は次のとおり
 です。

第2回 町議会 臨時会

スマートフォン等で簡単に！ 公共施設予約システムをご利用ください

美郷町公民館やスポーツ施設などの公共施設を利用するとき、お持ちのスマートフォンやパソコンで、オンライン予約ができます。この予約システムでは、公共施設の予約はもちろん、予約状況の確認やクレジットによる使用料の支払いなど、24時間いつでもご利用できます。公共施設予約システムを利用するには利用者登録(初回のみ)が必要です。

利用者登録方法について

町ホームページ(右記二次元コード)から公共施設予約システムにアクセスし、「利用者登録」画面から申請してください(登録完了まで数日かかります)。



予約システムが利用可能な施設について

施設名	問い合わせ先(0187)
公民館、北・中央・南ふれあい館	町教育委員会 生涯学習課 社会教育班 ☎84-4915
総合体育館リリオス、北・中央・南体育館、武道館、美郷町野球場、南野球場、南運動広場、六郷東根運動広場、北運動公園、自転車競技場	町教育委員会 生涯学習課 スポーツ振興班 ☎84-4916
坂本東嶽邸	町教育委員会 生涯学習課 歴史文化財班 ☎84-4040

※施設によっては、空き状況の確認のみの場合や、予約の開始時期が異なりますので、詳細は各施設の問い合わせ先までご連絡ください。
 ※これまでどおり施設窓口または電話による空き状況確認や予約も対応しています。

4月1日から一部の生涯学習課所管施設の 管理体制が変わります

4月1日より、効率的な施設運営を図るため、武道館および中央体育館の管理人は不在とします。なお、同施設での予約や料金収納業務はできなくなりますが、「公共施設予約システム」によるオンライン申請、総合体育館リリオスや各ふれあい館窓口での手続きはこれまでどおりできますので、引き続きのご利用についてご理解とご協力をお願いします。

詳細については、下記へお問い合わせください。

対象施設
および
変更内容

施設名	管 理 人		施設利用中の問い合わせ等	
	変更前	変更後	変更前	変更後
武道館	施設利用時は 常駐	常駐しない	常駐の管理人	武道館に専用電話を設置 ↑↓ 北ふれあい館へ連絡
中央体育館	常駐			中央体育館に専用電話を設置 ↑↓ 中央ふれあい館へ連絡

問●町教育委員会 生涯学習課 スポーツ振興班 ☎0187(84)4916

町のシンボル絵画を公開します

美郷町合併20周年記念事業により、町のシンボルである「赤松」「ラベンダー」「雁」「ハリザッコ」をモチーフとした絵画を制作いただきました。美郷町学友館にて公開しますので、ご鑑賞ください。今後も、特別展開催期間外に公開します。

期 間 ◆3月11日(火)～5月6日(火・振休) ※月曜日休館
時 間 ◆午前9時～午後5時
場 所 ◆美郷町学友館 第1展示室
入 館 料 ◆無料



山田 美知男
(日本画家)
「赤松」



永田 萌
(絵本作家・イラストレーター)
「ラベンダー」



大小島 真木
(現代美術家)
「雁」



渋谷 重弘
(洋画家)
「ハリザッコ」

問●美郷町学友館 ☎0187(84)4040

国民健康保険からのお知らせ 国民健康保険の加入・喪失の 手続きをお忘れなく！

既にマイナンバーカードでの保険証等利用登録が完了している方でも、**保険者間の異動は自動で切り替わらないため**加入・喪失の届け出は必要です。町福祉保健課医療保険班の窓口へ届け出してください！

■加入手続き

国民健康保険への加入手続きを行う際は、マイナンバーカードの保険証利用登録の有無を確認し、手続きを行います。

手続きに必要なもの

- 社会保険の資格喪失証明書
- (マイナンバーカードを持っている場合)
マイナンバーカードと4ケタの暗証番号
※扶養にしていた方も加入する場合はその方の分もお持ちください。
- (マイナンバーカードを持っていない場合)
来庁者の本人確認書類(運転免許証など)

【マイナンバーカードを保険証としている方】

現在加入している健康保険が国民健康保険である証明として、「資格情報のお知らせ」を交付します。医療機関でマイナ保険証の読み取りができなかった場合に、マイナ保険証と一緒に提示することで受診できます。

【マイナンバーカードを持っていない方】

【マイナンバーカードを保険証利用登録していない方】

保険証の代わりとなる「国民健康保険資格確認書」を交付します。保険証と同じように医療機関窓口にて提示することで受診できます。

■喪失手続き

手続きに必要なもの

- 社会保険に加入した日がわかる証明書等
 - ・社会保険からの「資格情報のお知らせ」や「資格確認書」
 - ・マイナンバーカードと4ケタの暗証番号(マイナ保険証にしている場合)
※扶養にした方もマイナ保険証にしている場合はその方の分もお持ちください。
 - ・勤務先からの社会保険資格取得証明書 など
- これまで使用していた国民健康保険の保険証
- 来庁者の本人確認書類(運転免許証など)
※マイナンバーカードを持っていない場合。

加入・喪失の手続き後、保険者間の資格の異動は数日かかりますので、
受診される場合は保険者が切り替わった旨を伝え、資格情報のお知らせ等を医療機関等の窓口にて提示してください。

問●町福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907